

令和8年1月27日

伊賀市水道水源保護審議会 様

事業計画者：大阪府東大阪市若江西新町三丁目1番5号  
伊賀環境サービス株式会社  
代表取締役 岸 田 昌 信

弊社が計画している「(仮称) 大山田安定型最終処分場設置及び運営事業」に関する令和7年12月15日付、貴会の要望書(伊水施 第229号)に対し、以下のとおり回答致します。

#### <要望事項①>

**地下水が不存在とは考えられないので地下水の流れや水質に関する調査を要望する。**

<回答>

本件事業用予定地内(以下「事業地内」といいます)の地層は、表層と砂礫層が2m～3m程度存在し、その下部には砂岩層が存在し、砂岩層中部・砂岩層下部、更にその下部には花崗岩類が存在しています。砂岩層はコンクリートとほぼ同等の透水係数であり、水が浸透することはないと考えております。

したがって、弊社は、同ボーリング調査結果を踏まえ、事業地内に降った雨水が砂岩層を通過して地下に浸透することはないと判断しております。

貴会におかれまして、事業地内に地下水が存在するという地盤工学的、地学的、かつ、合理的な根拠をお示ししていただき、これに対して、弊社が専門業者等の意見を聞き、かつ、当該根拠に高度の蓋然性が認められると判断できる場合、あるいは「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」上、追加地盤調査が必要となる場合、これを実施させていただきます。当該根拠をお示ししていただけない場合、あるいは当該根拠が明らかに推測の域を超えないと判断できる場合、申し訳ございませんが、追加調査を実施することはできかねます。

なお、補足ですが、本件事業計画の実施において、事業地内底地の地盤改良工事を行うにあたり、事業地内を通った浸透水が地下に浸透しないかどうかの再確認は実施します。

#### <要望事項②>

**現地視察のため、事業計画地敷地境界付近への立入を要望する。**

<回答>

視察日時、視察範囲、視察目的及び視察参加者名簿を、事前に書面にて提出していただいた上で、本件事業予定地内(境界付近)に立ち入りしていただいても問題ございません。

ただし、当日の現地案内は差し控えさせていただくと共に、隣地所有者との調整、現地視察の実施の際、何らかの事故等が生じたとしても、弊社は一切の責任を負いかねますので、この旨、予めご容赦ください。

以上

伊水施 第265号

令和8年1月29日

伊賀環境サービス株式会社

代表取締役 岸田 昌信 様

伊賀市水道水源保護審議会

### 事業予定地立入許可依頼書

平素は伊賀市水道水源保護審議会の運営にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年度第3回審議会における現地視察に伴う事業予定地への立入要望に対して令和8年1月27日付で回答がありましたように、下記の内容で当該敷地内への立入許可をお願いします。なお、委員の名簿は非公開情報でありますので、現地視察した委員の把握は事務局で行い人数のみを貴社に報告します。

### 記

- ・ 視察日時 令和7年度第4回審議会開催日 午前
- ・ 視察範囲 ①進入路から地下水観測場（東側）付近  
②地下水観測場（西側）および水処理施設予定地付近
- ・ 視察目的 事業場計画地の現状の把握のため
- ・ 視察参加者 審議委員11名（予定数）  
事務局6名（上窪、松尾、中井、山口、西浜、高瀬）

以上

令和8年1月30日

伊賀市水道水源保護審議会 様

事業計画者

大阪府東大阪市若江西新町三丁目1番5号

伊賀環境サービス株式会社

代表取締役 岸 田 昌 信

## 回 答 書

貴会より、令和8年1月29日付、依頼書（伊水施 第265号）について、確かに拝受致しました。

貴会委員様及び事務局様が、本件事業計画予定地内に立ち入ることについて承諾させていただきます。

事故やお怪我のないようお気をつけください。

以上